

亀山市告示第26号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、これを告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成28年2月5日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 41206
- 3 路線名 明神東垣内本線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
関町新所字東町南 1128番2地内 から1128番3 地内まで	旧	20.87	最小	3.30
			最大	4.00
	新	20.87	最小	4.00
			最大	4.00